



広報

# あいお

昭和47年1月14日

No. 110

### 人口と世帯数

(12月1日現在)

人口	9527人
男	4539人
女	4988人
世帯数	2386世帯

## 賀 正



〔初 日 の 出〕

寒さにうち勝つ  
丈夫なからだを  
つくりましょう

それには、まず、全身的な運動で暖をとりながら寒さに立ち向かうのがよいでしょう。たとえばすんで歩くこと、かけ足天つき運動などは最もかんたんで効果のある運動です。また、子どものボールけり、サッカー、なわとびなどは協力心や気力を養う上にも効果があります。どうしても冬は屋内にこもりがちな生活が多いので、いろいろな遊びによって、なるべく屋外で運動させるように心掛けたいものです。

○

「とじこんで保存しましょう」

○

# 年頭のことば

町長 福江 勝



昭和四十七年の輝かしい新春をことほぎ、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。昨年は、政治的に経済的に変転極まりない諸状勢下で町政に対し一方ならぬ御協力を賜わりまして洵に有難うございました心から厚く御礼申し上げます。

お蔭をもちまして皆様方の御協力のもとに町づくりの基礎となる道路整備をはじめ、中央公民館第一期工事、港湾、漁港等の建設事業も順調に進捗してまいりました。又、これと合わせて、町民生活に直結した、住みよい環境づくりや教育施設の充実、更に社会福祉の充実も念願して懸命に取り組み幸い皆様方の御理解と御支援により、町政全般に著実な伸展をしましてまいりましたことは皆さんと共に喜び感謝にたえないところであります。

今、ここに希望あふれた新春を迎えるにあたり、住み



議長 末貞 巖

# 年頭の御挨拶

町民皆様一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、この新しい年が皆様の上に幸多い年でありませう心からお祈りいたしまして新年の御挨拶と致します。

昭和四十七年を迎えて、町民の皆さんと共に新年を

よい郷土、明日に伸びる町づくりを目指して、更に道路網の整備、漁港、港湾の施設及び本町主産業の振興対策など産業基盤の確立を図り、同時に中央公民館完成をはじめとする文教施設の拡充と日常生活に直結する社会福祉向上のための諸施策を積極的に推進しなければならぬと決意を新たにしている次第であります。

そして一万町民の願いである「明るく、豊かな、住みよい」町づくりに最善の努力をいたしてまいる所存であります。

又、本年は、中央公民館の新屋舎が、この三月に竣功の運びとなっております、社会教育に於いても、その充実が期待される年でもあります。また町民の皆さんの日常生活におきまして、衛生管理行政のうち、ゴミ処理につきましましては、ゴミ収集自動車の購入が決まり近い内、その活動を見ますことも衛生対策の一つづつが、解決することとなり、まことに喜ばしいことである。

尚、浦地区に配置されております消防自動車は老朽し、その機能が低下いたしておりましたが、昨年末、新車の納入が終了消防態勢の確立ができ、火災上の不安が少しでも安らげて頂けるものと確信いたしております。

私達町議会は町民生活の安定福祉の増進など当面の対策に精いっぱい努力を続けておりますが、住民自

ことほぎ、あわせて町の繁栄を、お祝いできますことは、誠に御同慶にたえないところであります。

さて、本町では、さきに児童手当の支給を行ない、また本年一月からは、七〇才以上の老人の方々に對しまして医療の無料化を実施することになりまして、町の福祉行政が着々と固められつつありますことを、心から欣快とするところであります。

治の本旨にそった広い視野から町政の運営をしてゆきたい所存であります。

本年を以って私たち議員も四年間の任期が残り六ヶ月となりました。これ迄町民の皆さんの御理解ある御協力を頂きまして、大過なく今日を迎えることが出来ました。今後とも町政の運営にあたり、執行部と充

## 昭和四十七年

# 消防出初式

新春恒例の消防出初式が好天に恵まれ、一月五日午前九時三十分より秋穂小学校運動場において盛大に挙行されました。本年は、式終了後、消防ポンプ自動車の行けない水源より取水し消防ポンプ自動車直接水源より取水放水すると同量の水による消火を想定し、自衛消防分団の小型動力消防ポンプと町設の消防ポンプ自動車による直結中継放水訓練を行ない消火技術の習得と共に消防精神を大いに鼓舞しました。

出初式で表彰を受けられた方々は次のとおりであります。

### 〇県消防協会長表彰

- 永年勤続(町設消防団)
  - 二十五年 繁永延利
  - 十五年 安光正治
- 金増敏夫
- 市嶋稔由

十五年 大森庸三

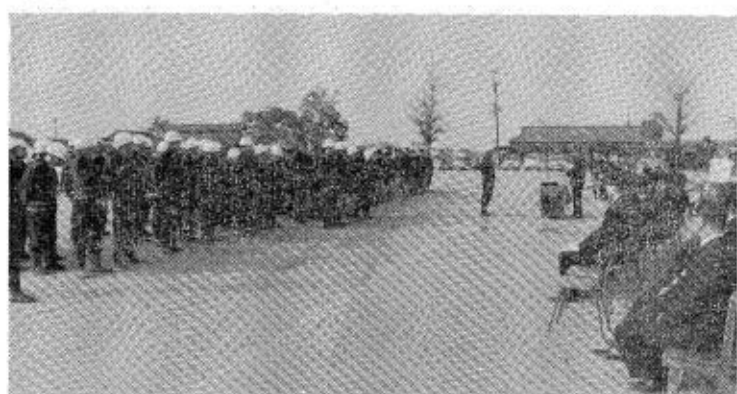
### 〇町長表彰

- 功労章 (町設消防団)
  - 村光安友
  - 田中邦生
- 精勤章 (町設消防団)
  - 西田穂雄
  - 浅原幸夫
  - 小野和男
  - 上田治男
  - 末広直茂
  - 河野雄吉
  - 原田昌一

### 永年勤続(町設消防団)

- 十年
  - 多田和
  - 田中邦生
  - 西村章

### 【写真は出初式】



### (自衛消防団)

- 原田勉
- 立水幸治
- 室田祐治
- 福田裕
- 岡田勝彦
- 尾中好二
- 舛富久敬
- 石川保一
- 内田政人
- 村田新
- 原田新
- 三綿美濃助
- 広海元行

### 消防協力者

### 人命救助者

### 国民年金

## 夫婦で月額二万円

### 所得比例制に加入しよう

国民年金の加入者より、老後の生活を明るく、豊かなものにするため、一日も早くこの所得比例制に加入されましようおすすしめします。

#### ◎加入資格

国民年金に加入している人で所得があり国民年金の保険料を納めている人。

また、所得がなくても地方税法に定められている事業専従者で、国民年金の保険料を納めている人。

#### ◎保険料

月額三百五十円  
したがって、所得比例制に加入された方は、普通の保険料四百五十円とあわせ、月々八百円の保険料を納めることとなります。

#### ◎老令年金額

百八十円に、所得比例制の保険料を納付した月数に乗じて得た額が、普通の老令年金額に計算されます。(例参照のこと)

#### ◎死亡一時金

所得比例制の保険料を三年以上納めた人が年金を受けずに死亡した場合、所得比例制の保険料を納めた期間に応じ、最低五千円から最高二万

六千円の死亡一時金が、普通の死亡一時金に計算され、遺族に支払われます。

例) 普通の保険料と、所得比例制の保険料ともに25年納めた場合

- イ 普通の老令年金額  
320円×300月＝96,000円 (月額 8,000円)
- ロ 所得比例制の老令年金額  
180円×300月＝54,000円 (月額 4,500円)
- 計 150,000円 (月額12,500円)

したがって夫婦で夫が所得比例制に加入し、所得比例制の保険料を25年間納めている場合の夫婦が受ける老令年金額(月額)は次のとおり20,500円となります。

夫	8,000円	……	普通の老令年金
夫	4,500円	……	所得比例制の老令年金
妻	8,000円	……	普通の老令年金
計	20,500円		

所得比例制について、詳細は保険年金課(有線二三三番)にお問合せ下さい。

## 国保加入の皆さん

### 交通事故等による受傷は

### 必ず届出て下さい

交通事故が非常に増えており、交通事故等いわゆる第三者の行為によって受けた傷害の治療費は、すべて加害者が負担するのが原則です。

加害者が、経済上の事情で医療費をすぐ負担することができない場合には、国民健康保険で治療を受けてもよいわけですが、この場合、その治療費は国民健康保険が負担するのではなく、

そこで、交通事故等いわゆる第三者の行為によって傷害を受けた場合には、その被害者の世帯主はすぐ

- ① 被害者と加害者の住所氏名
- ② 事故発生場所
- ③ 被害の状況

右のことを町役場に通報しなければならぬ義務が課せられています。

このことは町広報や、チラシでもお知らせしておりますが、通報のない場合があつて大変困つております。

この通報がないと、前にも述べましたように、国民健康保険が負担しなくてもよい治療費を負担させられることになり、医療費もそれだけ増加して、保険料にも影響するようになって、国民健康保険の加入者全員に迷惑をかけることにもなりますので、今後、万一皆さんが交通事故等で被害を受けられた際には、必ず通報されるようご協力願います。

### 福祉年金の請求は

### おすみですか

老令、障害、母子(準母子)福祉年金を受ける権利の決定は、受給権者からの請求によって行なわれますので、請求しないといつまでももらえません。

福祉年金は、受ける権利が発生してから五年を経過しますと時効により請求できなくなります。また、請求が遅れますと、請求に必要な書類も権利が発生したときにさかのぼつてととのえなければなりませんので、大変手数がかかることとなります。

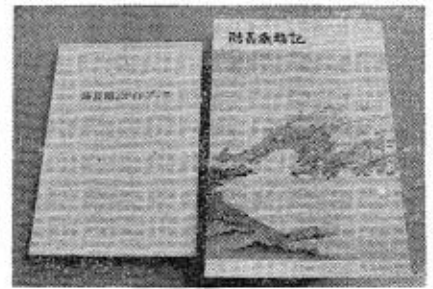
七十才になった人、人の助けがなければ日常生活が出来ない程度の障害がある人、または母子家庭となつた人などは受給権がありますので、すぐ町役場保険年金課、または大海支所で請求の手続きをして下さい。

また、公務扶助料など他の年金をもらっているからといって請求しないという人も、支給停止の制限が年々緩和されてきておりますので、ほつておかないで請求の手続きをして下さい。

### 防長歳時記発行

このたび山口県において防長歳時記が発刊されました。内容は、豊富でカラフル写真も取り入れられた山口県内の自然と風土、歴史、祭事、風土とならわし、特産、ふるさとの民話、芸能にみる文化財などとなっております。B五版二五八ページ価格六〇〇円(防長路のガイドブック付)。

申し込みは町役場総務課へ申し込み期限は一月末日迄(写真次頁へ)



### 検察審査会

#### 制度について

今回は検察審査会制度について述べて見たいと思います。この検察審査会制度は昭和二十四年に発足したもので誠に民主的で国民が直接司法に参与して検察事務を国民の為、適正に行なわせ被害者等の人権を守る目的で国民に直接関係の深い重要な制度であることは申すまでもありません。これを尚詳しく説明しますと、現在の世上は交通事故を始め各種の犯罪が随所に発生し、そのため、被害を受けて泣く人も多数に及んでいます。これらの犯罪は検察官が取り調べて裁判にかけるか、かけないかを決定します。ところが起訴するのが正しい事件を検察官が誤って不起訴処分にした時は、裁判所は処罰することが出来ず犯人は得意顔で増

「まだ渡れる」は「もう危ない」

### 極左暴力集団の兇悪犯人 捜査に対する協力をお願い

長し平和は乱れこれでは裁判所がいかに公平な裁判をして国刑事政策としては、片手落ちになります。検察官の仕事が適正に行なわれる事が公正な裁判の前提であり、それが全うされてこそ、社会の秩序が保たれ個人の権利が保障されるのであります。この大切な検察官の仕事に国民のありのままの声を反映させ、これを明るく正しくしようとする制度が検察審査会です。この様な事件の内容は各所に多発していると思えますがこの制度を知らないで泣きねいりの人が沢山居る事を誠に遺憾に思います。この犯罪の蔭に泣く被害者を保護救済する副次的効果をもたらすものである事を良く認識していただきたいと思えます。不起訴処分の場合の審査は被害者、告訴人、告発人などの申立てや、職権で開始します。申立てには費用は一切かかりません。申立て手続きにつきましては、秋穂町内は山口検察審査協会秋穂地区協議会がありますので、この方へ御連絡いただければ申立て手続きの仕方を御説明致しますので充分御利用下さいませ。

最近極左暴力集団は、爆発物を用いた兇悪事件を続発させており、さる六月十七日明治公園で警察部隊に爆発物を投てきまして三十七名の重軽傷者を出したのをはじめ、十二月十八日には警視庁幹部の私宅に爆発物を届けて家族を殺傷する事件や、また十二月二十四日には新宿四谷署追分派出所裏のクリスマス、ツリーに爆弾をしかけ、警察官および通行人に重軽傷を負わせるなど狂気の限りを尽くした兇悪な行為に出ています。警察では、総力をあげてこれらの兇悪犯人の検挙に努めておりますが、何

### 新鋭消防車購入

浦分団に配属されていた今までの消防ポンプ自動車は古くなり、性能が低下し使用するのに大変苦勞していましたが、昨年十二月二十四日、新鋭の消防ポンプ自動車が入り浦分団に配属になりました。これにより本町の消防力は、一段と充実に消火の時は大きな力を発揮することになります。



夫婦を装ったり、受験勉強、転動等の名目で、アパートや下宿などを借りているが、日常生活にそれらしい様子が見えない。(例えば、夫婦といいながら家財道具が非常に少ないとか、受験勉強といいながら夜間に居住者以外の若い男女などが多数出入し、遅くまで話し合ったり泊り込んだりしているなど。)

### 松くい虫 異常発生

ここ数年山口市境一帯の山林に発生した松くい虫が、台風十九号の影響と重なり、秋穂町全般に異常発生を見ております。この被害調査を県林業事務所と町産業課で実施しておりますが、これまでクロ松、アカ松、あわせて約一四〇〇本、三五〇㎡、その被害総額は、五二〇万円となります。松くい虫の被害を防ぐには、早く発見し、早く駆除を行うことが必要です。山口県と秋穂町では、この被害対策として、駆除に要する事業費に対して、補助金を交付することになっておりますので、山林所有者の方は、調査の上早く通報くださるようお願いいたします。

松くい虫とは、松の皮の下を食い荒らすカミキリムシ、キクイムシ、ゾウムシをいいます。松くい虫に侵されると、葉が急に赤くなり次第に枯れます。皮ははぐと白い幼虫があり、松ヤニを出したり皮に小さな穴をあけます。駆除の方法は、被害木を伐倒し、玉切り、枝払を行い松くい虫駆除剤根株、幹、枝に散布します。

◎夫婦を装ったり、受験勉強、転動等の名目で、アパートや下宿などを借りているが、日常生活にそれらしい様子が見えない。(例えば、夫婦といいながら家財道具が非常に少ないとか、受験勉強といいながら夜間に居住者以外の若い男女などが多数出入し、遅くまで話し合ったり泊り込んだりしているなど。)

◎生活が不規則で何をしているのかよく判らない。(例えば、黙って数日にわたる留守にすることがあったり、いつの間にかいなくなった、あるいはたえず部屋にとじ込もって何かをこそやっているなど。)

◎アパートや下宿などで近所づきあいを避け、出入りに際しての警戒が極端である。(例えば深夜や早朝に人の出入りや物の出し入れが多く、人目を避けて行動するなど。)

◎アパートや下宿などを借りてもすぐあわたしく引越していきその様子がおかしい。(例えば、入居解消やガス、水道、電気などの解約をしないで出ていくとか、転居先も知らせず、家財道具などはそのまま残して手荷物程度を持っていくなど。)

◎危険な薬品類らしいものをかかすように扱っている(例えば部屋の中から異様な臭いにおい々とか金属を切るような物音がしたりするなど。)

はなさずに！ その手がこぎる子のらち